



滋賀県営業時間短縮要請等に係る協力金 申請【再受付】の実施について

標記の件について、第1期、第2期、第3期に分けてそれぞれ申請受付を行っていましたが、次のとおり申請の再受付を実施します。

背景

滋賀県のまん延防止等重点措置および緊急事態措置に係る要請にご協力頂きました事業者の皆様に対して、対象期間毎に協力金の給付申請を受け付けておりました。

各期に期限を設けて申請受付を行っておりましたが、県内で初めての協力金の給付申請であり、要請に応じていただいた事業者様の中には、期限内に申請できなかった方がおられることも想定されるため、今回、次のとおり申請の再受付を実施することとしました。

内容

対象期間		再受付期間
(第1期)まん延防止等重点措置分	8/8(日)~8/26(木)	<u>11/16(火)正午~11/30(火)</u>
(第2期)緊急事態措置分	8/27(金)~9/12(日)	
(第3期)緊急事態措置分	9/13(月)~9/30(木)	

※各期とも、申請再受付は原則、電子申請での受付となります。

※各期とも、募集要領や提出書類は従来の内容と同様で、提出期限のみ読み替えます。

※既に当該協力金の申請番号をお持ちの方は、その番号を使用して申請願います。

※申請の審査は、通常期間内の申請受付分を優先して行いますので、再受付分の給付時期は遅くなります。予めご了承ください。

問い合わせ先

滋賀県時短協力金コールセンター 電話番号：0570-666-323 (平日9~17時)

※詳細は滋賀県ホームページをご覧ください。

「滋賀県営業時間短縮要請に係る協力金の給付について」

→<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/koho/e-shinbun/bosyuu/320371.html>

